

労働安全・労働衛生コンサルタントの登録について

1 新規登録申請について

- (1) 新規に登録する方で、次の(2)ア～エに該当のない方は、以下「2 (1) 新規登録申請・郵送不要」の手順で申請してください。
- (2) 新規に登録する方で、次のア～エに該当のある方は、オンライン申請後、添付書類の郵送が必要となりますので、以下「2 (2) 新規登録申請・添付書類郵送」の手順で申請してください。
 - ア 氏名変更の場合
合格証に記載されている氏名が現在の氏名と異なる場合、「戸籍抄本（原本）」若しくは「旧姓の併記がある住民票（原本）」を郵送してください。
 - イ 旧姓・通称の併記を希望する場合
登録証の氏名に旧姓を使用した氏名や通称の併記を希望する場合は、公的機関が発行している証明書を郵送してください。
 - ・旧姓を使用した氏名：「戸籍抄本（原本）」若しくは「旧姓の併記がある住民票（原本）」
 - ・通称：運転免許証等の公的機関が発行した書類であって、通称が表示されているものの写し
 - ウ 氏名に外字が含まれている方
オンライン申請の入力画面上で氏名を入力をする際、外字（変換しても表示されない文字）のため、類似文字を入力された方で、合格証に記載されている氏名で外字を確認できない場合は、公的機関が発行している証明書（戸籍抄本（原本）、住民票（原本）等）を郵送してください。
 - エ 合格証を紛失した場合
合格証を紛失した場合は、「戸籍抄本（原本）」を郵送してください。

2 新規登録申請手続きの流れ

(1) 新規登録申請・郵送不要

初めて労働安全・労働衛生コンサルタントの登録をする場合は、オンラインシステム内「新規申請メニュー」の「労働安全・労働衛生コンサルタント 新規登録申請」を選択してください。

- ① 入力画面に従って必要事項を入力してください。
- ② 労働安全・労働衛生コンサルタント試験の合格証を電子ファイル（pdf、jpeg ファイル）で準備し、アップロード画面に従ってアップロードしてください。
- ③ オンライン決済方法（クレジットカード、コンビニ支払、Pay-easy）を選択し、登録手数料をお支払いください。お支払い完了後、オンラインシステム内で領収書をダウンロードし、印刷してください。
- ④ 以上で申請手続きは完了です。オンラインシステム内でオンライン申請した書類を確認することができます。

(2) 新規登録申請・添付書類郵送

初めて労働安全・労働衛生コンサルタントの登録をする場合は、オンラインシステム内「新規申請メニュー」の「労働安全・労働衛生コンサルタント 新規登録申請」を選択してください。

- ① 入力画面に従って必要事項を入力してください。
- ② 労働安全・労働衛生コンサルタント試験の合格証を電子ファイル（pdf、jpeg ファイル）で準備し、アップロード画面に従ってアップロードしてください。
- ③ オンライン決済方法（クレジットカード、コンビニ支払、Pay-easy）を選択し、登録手数料をお支払いください。お支払い完了後、オンラインシステム内で領収書をダウンロードし、印刷してください。
- ④ オンラインシステムの流れに沿って登録申請書（「労働安全・労働衛生コンサルタント登録申請書（様式第3号）」）を印刷してください。
- ⑤ 登録の申請に必要な添付書類について、上記1（2）よりご確認ください、準備してください。
- ⑥ 登録申請書及び添付書類を、公益財団法人安全衛生技術試験協会宛て特定記録で郵送してください。

3 書換・再交付申請手続きの流れ

- ア 事務所の名称及び事務所の所在地の変更
- イ 氏名の変更
- ウ 旧姓又は通称の併記を希望
- エ 併記された旧姓又は通称の削除を希望
- オ 登録証の損傷又は滅失による再交付

これらの申請をする場合は、オンラインシステム内「新規申請メニュー」の「労働安全・労働衛生コンサルタント 書換・再交付登録申請」を選択してください。なお、「書換」と「再交付」を同時に申請することができます。

- (1) 入力画面に従って必要事項を入力してください。
- (2) オンライン決済方法（クレジットカード、コンビニ支払、Pay-easy）を選択し、登録手数料をお支払いください。お支払い完了後、オンラインシステム内で領収書をダウンロードし、印刷してください。
- (3) 郵送する書類を準備してください。書類は書換・再交付する内容により異なりますので、以下よりご確認ください、準備してください。

書換・再交付内容	郵送する書類
事務所の名称及び事務所の所在地の変更	現在所有の労働安全・労働衛生コンサルタント登録証の原本
氏名の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・現在所有の労働安全・労働衛生コンサルタント登録証の原本 ・戸籍抄本（原本）若しくは旧姓の併記がある住民票（原本） ・書換・再交付申請書（オンラインシステムの流れに沿って書換・再交付申請書を印刷してください。）
旧姓又は通称の併記を希望	<ul style="list-style-type: none"> ・現在所有の労働安全・労働衛生コンサルタント登録証の原本 ・戸籍抄本（原本）若しくは旧姓の併記がある住民票（原本） ・書換・再交付申請書（オンラインシステムの流れに沿って書換・再交付申請書を印刷してください。）
併記された旧姓又は通称の削除を希望	現在所有の労働安全・労働衛生コンサルタント登録証の原本
登録証の損傷による再交付	現在所有の労働安全・労働衛生コンサルタント登録証の原本
登録証の滅失による再交付	不要

- (4) 準備した書類を、公益財団法人安全衛生技術試験協会宛て特定記録で郵送してください。

4 申請書及び添付書類の提出先

〒101-0065 東京都千代田区西神田 3-8-1 千代田ファーストビル東館9階
 (公財)安全衛生技術試験協会 企画部 企画課 宛

5 登録手数料（令和6年8月現在）

- (1) 申請種類別の登録手数料一覧

申請の種類	登録手数料（非課税）（※3）
新規登録申請（※1）	20,000円
書換申請（※2）	2,450円
再交付申請	2,450円

- (※1) 複数の試験区分を同時に申請する場合の手数料は、試験区分毎に20,000円必要です。
- (※2) 試験区分が異なる登録証をお持ちの場合の手数料は、試験区分毎に2,450円必要です。
- (※3) 登録手数料は消費税法により全て非課税であり、当協会はインボイス制度の適格請求書発行事業者の登録を受けていないため、「インボイス」の発行はできません。

(2) 登録手数料のオンライン決済方法

オンライン決済方法は、次の①～③を選択し、登録手数料をお支払いください。

- ① クレジットカード (VISA、Master、AMEX、Diners、JCB)
- ② コンビニ決済 (ファミリーマート、ローソン、セイコーマート、ミニストップ)
- ③ Pay-easy (ペイジー)

なお、コンビニ決済及びPay-easy を選択した場合、支払期限は20日間です。

お支払い完了後、オンラインシステム内で領収書をダウンロードし、印刷してください。

6 登録証の送付

登録証の交付は、登録手数料の決済完了確認及び登録申請書 (必要な添付書類を含む。) を受理後、不備がなければ、2週間程度でレターパックプラスにてご希望の送付先へ発送します。

また、年末年始や大型連休などがある場合は、2週間を超える場合があります。なお、当該期間に郵送期間は含みませんので予めご了承ください。

7 お問い合わせ

登録申請に関しご不明な点がございましたら、お問い合わせください。

(公財) 安全衛生技術試験協会 企画部 企画課 03-5275-1088